

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る運用基準

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務について必要な事項を定める。

(長期優良住宅維持保全計画書)

第2条 省令第2条第1項に規定する第1号様式の維持保全の方法及び期間の欄が不足する場合に補充記入する計画書は、長期優良住宅維持保全計画書(第1号様式)とする。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)の審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関(住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。)が行う住宅型式性能認定(住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書等」という。)の写し
- (3) 住宅である認証型式住宅部分等(住宅品質確保法第40条に規定する認証型式住宅部分等という。以下同じ。)又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書(住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に規定する長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、特別評価方法認定書(住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。)の写し又は長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関(住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う特別評価方法認定(住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析、測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験(以下「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

(5) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合(法第6条第1項第1号の規定に適合する場合に限る。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5に規定する限界耐力計算の場合を除く。)にあっては、同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し。(第1号の適合証を添付した場合を除く。)

(設計内容説明書)

第4条 省令第2条第1項の表に掲げる設計内容説明書は、設計内容説明書(一戸建ての住宅用)(第2号様式)又は設計内容説明書(共同住宅等用)(第3号様式)とする。

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書
- (2) 市長が次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、次に掲げる事項を記載した図書
  - ア 第3条第2号に規定する住宅型式性能認定書等の写しを提出した場合にあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書(以下「申請図書」という。)に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
  - イ 第3条第3号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (3) 第3条第5号に規定する設計住宅性能評価書の写しを提出した場合にあっては、各種計算書

(申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第3項までに規定する認定を申請した者、第8条第1項若しくは第9条に規定する変更の認定を申請した者又は第10条に規定する承認を申請した者(以下「申請者」という。)が当該認定、変更の認定又は承認の申請を取り下げようとするときは、取下届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定等をしない旨の通知)

第7条 市長は、法第6条の規定による認定、法第8条第2項若しくは法第9条第1項の規定による変更の認定又は法第10条の規定による承認をしないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第8条 認定計画実施者が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に関する工事が完了したときは、工事完了報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(建築又は維持保全の取りやめ)

第9条 認定計画実施者が、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ申出書(第6号様式)に、法第7条に規定する認定通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

2 前項の取りやめ申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(軽微な変更届)

第10条 認定計画実施者が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第7号様式)に、それぞれ添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第11条 法第6条第2項後段の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本2部とし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写しを正本に添付するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第2条第1項及び第8条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、新第11条の基準は、平成27年6月1日から施行する。